

各種控除について（給与所得者用）

年末調整では、勤務先に『各種申告書』を提出することで、いろいろな控除が受けられます。

※ 本年の年末調整においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げや特定親族特別控除の創設などの改正が行われていますので、ご注意ください。

1 扶養控除等申告書を提出して受けられる控除

16歳以上の親族を扶養している場合や、障害者がいる場合、あなたが学生の場合、現在婚姻しておらず子供がいる場合には、次の控除を受けられる場合がありますので、次の控除の内容を確認し、該当する場合には、扶養控除等申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

① 扶養控除

扶養控除の対象（控除対象扶養親族）となるのは、あなたと生計を一にする居住者である年齢16歳以上の親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。以下1において同じです。）及び一定の要件を満たす非居住者のうち、合計所得金額が58万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円）以下の人です。

控除の種類		控除額
扶養控除	一般的控除対象扶養親族	38万円
	特定扶養親族	63万円
	老人扶養親族	48万円
	同居老人等	58万円

(注1) 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生）の人のいいます。

(注2) 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上（昭和31年1月1日以前生）の人のいいます。

② 障害者控除、勤労学生控除

控除の種類		控除額
障害者控除 [本人 同一生計配偶者 扶養親族]	一般の障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	同居特別障害者	75万円
	勤労学生控除（のみの人のいいます）	27万円

(注1) 同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が58万円以下の人をいいます。

(注2) 扶養親族とは、あなたと生計を一にする親族で、合計所得金額が58万円以下の人をいいます。

(注3) 勤労学生控除は、勤労による所得を有する一定の要件を満たす学生又は生徒で、その合計所得金額が85万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円）以下で、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に適用されます。

③ 寡婦控除、ひとり親控除

控除の種類		控除額
寡婦控除		27万円
ひとり親控除		35万円

(注1) 「寡婦」とは、夫と離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有すること、合計所得金額が500万円以下であること及び事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がないこの全てを満たす人、又は、夫と死別した後婚姻をしていない人若しくは夫の生死の明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下であること及び事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がないこの全ての要件を満たす人をいいます（「ひとり親」に該当する人を除きます。）。

(注2) 「ひとり親」とは、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の所得金額の合計額が58万円以下の子に限ります。）を有すること、合計所得金額が500万円以下であること及び事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がないこの全ての要件を満たす人をいいます。

2 配偶者控除等申告書を提出して受けられる控除

配偶者がいる場合には、次の控除を受けられる場合がありますので、次の控除の内容を確認し、該当する場合には、配偶者控除等申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

① 配偶者控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が58万円以下である生計を一にする配偶者（同一生計配偶者）を有する場合に適用されます。控除額は、あなたの合計所得金額に応じて最高38万円（配偶者が老人控除対象配偶者の場合は、最高48万円）となります。

(注) 老人控除対象配偶者は、年齢70歳以上（昭和31年1月1日以前生）の人をいいます。

② 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が58万円超133万円以下である生計を一にする配偶者を有する場合に適用されます。控除額は、あなた及び配偶者の合計所得金額に応じて最高38万円となります。

3 特定親族特別控除申告書を提出して受けられる控除

あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生）の親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人（特定親族）を有する場合には、特定親族特別控除を受けられる場合がありますので、特定親族特別控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。控除額は、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円となります。

4 保険料控除申告書を提出して受けられる控除

社会保険料や生命保険料、地震保険料を支払っている場合には、次の控除を受けられますので、保険料控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

○ 各種保険料控除

控除の種類		控除額			
社会保険料控除		支払った保険料の全額			
小規模企業共済等掛金控除		支払った掛金の全額			
保険等の種類	旧契約	新契約	両方がある場合		
一般の生命保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円		
個人年金保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円		
介護医療保険料	-	最高4万円	-		
合計適用限度額		最高12万円			
地震保険料のみの場合		最高5万円			
地震保険料控除の長期損害保険料のみの場合		最高1万5万円			
両方がある場合		最高5万円			

(注) 旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等をいい、新契約とは、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等をいいます。

5 所得金額調整控除申告書を提出して受けられる控除

年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円を超える場合で、あなたが特別障害者に該当する場合又は年齢23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合に、最大15万円の所得金額調整控除が受けられますので、所得金額調整控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

6 基礎控除申告書を提出して受けられる控除

あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に、次の控除が受けられますので、基礎控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

○ 基礎控除

あなたの合計所得金額	控除額
132万円以下	95万円
132万円超	336万円以下
336万円超	489万円以下
489万円超	655万円以下
655万円超	2,350万円以下
2,350万円超	2,400万円以下
2,400万円超	2,450万円以下
2,450万円超	2,500万円以下

(注) 合計所得金額655万円以下の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

7 住宅借入金等特別控除申告書を提出して受けられる控除

昨年までに住宅借入金等特別控除の適用を受ける確定申告書を提出している場合で、一定の住宅借入金等を有するときは、住宅借入金等特別控除（住宅借入金の種類・金額に応じた一定の金額）が受けられますので、住宅借入金等特別控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

年末調整を受ける際の注意事項

令和7年分年末調整に係る各申告書は、正しく記載して提出されていますか？

※ 本年の年末調整においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げや特定親族特別控除の創設などの改正が行われていますので、ご注意ください。

扶養控除等の誤りが後日分かった場合には、年末調整のやり直しなど(所得税及び復興特別所得税の追徴など)を行わなければなりません。

※ 基礎控除など、申告書を提出しなければ適用を受けることができない控除もありますので、提出漏れがないようご注意ください。

〈年末調整に係る申告書の記載事項チェック表〉

令和7年分年末調整に係る各申告書の記載事項に誤りがないか、次の表を参考にチェックしてみてください。

【記載例】 扶養控除等申告書	【記載例】 配偶者控除等申告書	【記載例】 特定親族特別控除申告書	【記載例】 保険料控除申告書	【記載例】 基礎控除申告書	【記載例】 所得金額調整控除申告書
<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族は、年齢 16 歳以上（平成 22 年 1 月 1 日以前生）の扶養親族ですか。	<input type="checkbox"/> あなたの合計所得金額は 1,000 万円以下ですか。 <input type="checkbox"/> 配偶者の収入が給与所得の場合に、配偶者の合計所得金額は、改正後の給与所得控除額を適用して計算されていますか。	<input type="checkbox"/> 老人扶養親族は、年齢 70 歳以上（昭和 31 年 1 月 1 日以前生）ですか。 <input type="checkbox"/> その老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人の場合、「同居老親等」にチェックを付けていますか。	<input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額だけでなくあなたの合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。 <input type="checkbox"/> 配偶者控除と配偶者特別控除との区分は正しくされていますか。 <input type="checkbox"/> 老人控除対象配偶者は、年齢 70 歳以上（昭和 31 年 1 月 1 日以前生）ですか。	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者に該当する同一生計配偶者があなたと別居している場合、常に生活費等の送金を行うなど、その扶養親族等と生計を一にしているといえますか。 <input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者に該当する同一生計配偶者又は年齢 16 歳未満の扶養親族の合計所得金額はそれぞれ 58 万円以下ですか。 <input type="checkbox"/> 本年中に控除対象扶養親族等に異動があった場合（扶養親族等の所得要件の改正により新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった場合を含みます。）に、その異動内容の記載漏れはないですか。	<input type="checkbox"/> 扶養控除の対象となる特定扶養親族と、特定親族特別控除の対象となる特定親族の判定は正しくされていますか。
<input type="checkbox"/> 障害者に該当する（人がいる）場合に記載漏れはないですか。 ※ 障害者控除は、年齢 16 歳未満の扶養親族も適用を受けることができます。	<input type="checkbox"/> 特定親族の合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。	<input type="checkbox"/> 寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する人は、あなた本人ですか。 <input type="checkbox"/> 住民税に関する事項に、年齢 16 歳未満（平成 22 年 1 月 2 日以後生）の扶養親族を記載していますか。	<input type="checkbox"/> 特定親族が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか（提示でも可）。 ※ 扶養控除等申告書を提出する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です。	<input type="checkbox"/> 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」（一定の場合にはこれに加えて「留学ビザ等書類」）及び「送金関係書類」（一定の場合には「38 万円送金関係書類」）を添付していますか（提示でも可）。	<input type="checkbox"/> 合計所得金額の見積額は、他の勤務先から受けている給与や、給与以外の所得がある場合に、それらを合計していますか。
<input type="checkbox"/> 給与所得金額の見積額は、所得金額調整控除や特定支出控除を控除していますか。 <input type="checkbox"/> あなたの合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。 ※ 昨年分と金額が異なります。	<input type="checkbox"/> 一般の生命保険料又は介護医療保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者や親族とするものですか。 <input type="checkbox"/> 個人年金保険料にかかる契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、これらの人のいずれかとします。	<input type="checkbox"/> 地震保険料に係る契約は、あなた又はあなたと生計を一にする親族が所有し常時居住している家屋や、これらの人のが所有している生活に通常必要な家財を保険の目的にしますか。	<input type="checkbox"/> 各種の保険料等はあなたが支払ったものですか。 <input type="checkbox"/> 生命保険料控除額及び地震保険料控除額の計算は正しく行われていますか。	<input type="checkbox"/> 合計所得金額の見積額は、他の勤務先から受けている給与や、給与以外の所得がある場合に、それらを合計していますか。 <input type="checkbox"/> 給与所得金額の見積額は、所得金額調整控除や特定支出控除を控除していますか。 <input type="checkbox"/> あなたの合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。 ※ 昨年分と金額が異なります。	<input type="checkbox"/> 「扶養親族が年齢 23 歳未満（平 15.1.2 以後生）」の要件にチェックを入れている場合、「扶養親族等」欄に記載した者は、23 歳未満（平成 15 年 1 月 2 日以後生）で、合計所得金額が 58 万円以下ですか。 ※ 2 以上の項目に該当する場合は、いずれか 1 つの要件にチェックを付けます（いずれの要件にチェックを付けても控除額は変わりません）。 また、1 つの項目に該当する扶養親族が複数いる場合は、その扶養親族のうち、いずれか一人を「扶養親族等」欄に記載します。

こんなときには、扶養控除等申告書の異動申告が必要です！

本年の中途で、

- 1 控除対象扶養親族であった家族の就職や結婚等により控除対象扶養親族の数が減少したとき。
- 2 あなたが障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当することになったとき。
- 3 同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することになったとき。
- 4 扶養親族等の合計所得金額等の要件及び給与所得控除額の改正により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することになったとき。

各種申告書の記載例

○ 令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

※ 本年の年末調整においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げなどの改正が行われています。これにより新たに扶養親族等を有することとなった場合は、その旨を記載した扶養控除等（異動）申告書を提出することとなりますので、提出漏れがないようご注意ください。

1 所轄税務署長等 <input type="checkbox"/> 稅務署長 <input type="checkbox"/> 市区町村長 <small>あなたに源泉控除対象配偶者、障害者は該当する同一の扶養親族及び扶養親族なくかつ、あなたの身が被扶助者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。</small>	令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 給与の支払者の名称（氏名） ○○○○ 株式会社 <small>あなたの生年月日 平成13年1月1日</small> <small>山川 太郎</small> <small>世帯主の氏名 山川 太郎</small> <small>あなたの個人番号 11122334455667</small> <small>あなたの住所又は居所 ○○市△△町3-3</small> <small>郵便番号 000-0000</small> <small>○○市××町23-7</small> <small>配偶者有無 有 無</small> <small>扶</small>
2 <small>あなたに源泉控除対象配偶者、障害者は該当する同一の扶養親族及び扶養親族なくかつ、あなたの身が被扶助者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。</small>	区分等 (フリガナ) 氏名 个人番号 <small>あなたの継続 生年月日 特定扶養親族 所得の見積額</small> <small>1 源泉控除 A 対象配偶者 (注1) 山川 明子 223344556677889900 57.10.5 400,000円</small> <small>2 指定扶養親族 (16歳以上) (平22.1以降生) 山川 一郎 子 明・大・昭 16.2.4 特定扶養親族 0円</small> <small>3 山川 二郎 子 明・大・昭 21.5.17 特定扶養親族 0円</small> <small>4 山川 隆雄 父 明・大・昭 22.5.8 特定扶養親族 300,000円</small> <small>5 障害者 (区分) 该当者 本人 1.扶養親族 (A) 2.扶養親族 (B) 3.扶養親族 (C) 4.扶養親族 (D) 5.扶養親族 (E) 6.扶養親族 (F) 7.扶養親族 (G) 8.扶養親族 (H) 9.扶養親族 (I) 10.扶養親族 (J) 11.扶養親族 (K) 12.扶養親族 (L) 13.扶養親族 (M) 14.扶養親族 (N) 15.扶養親族 (O) 16.扶養親族 (P) 17.扶養親族 (Q) 18.扶養親族 (R) 19.扶養親族 (S) 20.扶養親族 (T) 21.扶養親族 (U) 22.扶養親族 (V) 23.扶養親族 (W) 24.扶養親族 (X) 25.扶養親族 (Y) 26.扶養親族 (Z) 27.扶養親族 (AA) 28.扶養親族 (BB) 29.扶養親族 (CC) 30.扶養親族 (DD) 31.扶養親族 (EE) 32.扶養親族 (FF) 33.扶養親族 (GG) 34.扶養親族 (HH) 35.扶養親族 (II) 36.扶養親族 (JJ) 37.扶養親族 (KK) 38.扶養親族 (LL) 39.扶養親族 (MM) 40.扶養親族 (NN) 41.扶養親族 (OO) 42.扶養親族 (PP) 43.扶養親族 (QQ) 44.扶養親族 (RR) 45.扶養親族 (SS) 46.扶養親族 (TT) 47.扶養親族 (UU) 48.扶養親族 (VV) 49.扶養親族 (WW) 50.扶養親族 (XX) 51.扶養親族 (YY) 52.扶養親族 (ZZ) 53.扶養親族 (AA) 54.扶養親族 (BB) 55.扶養親族 (CC) 56.扶養親族 (DD) 57.扶養親族 (EE) 58.扶養親族 (FF) 59.扶養親族 (GG) 60.扶養親族 (HH) 61.扶養親族 (II) 62.扶養親族 (JJ) 63.扶養親族 (KK) 64.扶養親族 (LL) 65.扶養親族 (MM) 66.扶養親族 (NN) 67.扶養親族 (OO) 68.扶養親族 (PP) 69.扶養親族 (QQ) 70.扶養親族 (RR) 71.扶養親族 (SS) 72.扶養親族 (TT) 73.扶養親族 (UU) 74.扶養親族 (VV) 75.扶養親族 (WW) 76.扶養親族 (XX) 77.扶養親族 (YY) 78.扶養親族 (ZZ) 79.扶養親族 (AA) 80.扶養親族 (BB) 81.扶養親族 (CC) 82.扶養親族 (DD) 83.扶養親族 (EE) 84.扶養親族 (FF) 85.扶養親族 (GG) 86.扶養親族 (HH) 87.扶養親族 (II) 88.扶養親族 (JJ) 89.扶養親族 (KK) 90.扶養親族 (LL) 91.扶養親族 (MM) 92.扶養親族 (NN) 93.扶養親族 (OO) 94.扶養親族 (PP) 95.扶養親族 (QQ) 96.扶養親族 (RR) 97.扶養親族 (SS) 98.扶養親族 (TT) 99.扶養親族 (UU) 100.扶養親族 (VV) 101.扶養親族 (WW) 102.扶養親族 (XX) 103.扶養親族 (YY) 104.扶養親族 (ZZ) 105.扶養親族 (AA) 106.扶養親族 (BB) 107.扶養親族 (CC) 108.扶養親族 (DD) 109.扶養親族 (EE) 110.扶養親族 (FF) 111.扶養親族 (GG) 112.扶養親族 (HH) 113.扶養親族 (II) 114.扶養親族 (JJ) 115.扶養親族 (KK) 116.扶養親族 (LL) 117.扶養親族 (MM) 118.扶養親族 (NN) 119.扶養親族 (OO) 120.扶養親族 (PP) 121.扶養親族 (QQ) 122.扶養親族 (RR) 123.扶養親族 (SS) 124.扶養親族 (TT) 125.扶養親族 (UU) 126.扶養親族 (VV) 127.扶養親族 (WW) 128.扶養親族 (XX) 129.扶養親族 (YY) 130.扶養親族 (ZZ) 131.扶養親族 (AA) 132.扶養親族 (BB) 133.扶養親族 (CC) 134.扶養親族 (DD) 135.扶養親族 (EE) 136.扶養親族 (FF) 137.扶養親族 (GG) 138.扶養親族 (HH) 139.扶養親族 (II) 140.扶養親族 (JJ) 141.扶養親族 (KK) 142.扶養親族 (LL) 143.扶養親族 (MM) 144.扶養親族 (NN) 145.扶養親族 (OO) 146.扶養親族 (PP) 147.扶養親族 (QQ) 148.扶養親族 (RR) 149.扶養親族 (SS) 150.扶養親族 (TT) 151.扶養親族 (UU) 152.扶養親族 (VV) 153.扶養親族 (WW) 154.扶養親族 (XX) 155.扶養親族 (YY) 156.扶養親族 (ZZ) 157.扶養親族 (AA) 158.扶養親族 (BB) 159.扶養親族 (CC) 160.扶養親族 (DD) 161.扶養親族 (EE) 162.扶養親族 (FF) 163.扶養親族 (GG) 164.扶養親族 (HH) 165.扶養親族 (II) 166.扶養親族 (JJ) 167.扶養親族 (KK) 168.扶養親族 (LL) 169.扶養親族 (MM) 170.扶養親族 (NN) 171.扶養親族 (OO) 172.扶養親族 (PP) 173.扶養親族 (QQ) 174.扶養親族 (RR) 175.扶養親族 (SS) 176.扶養親族 (TT) 177.扶養親族 (UU) 178.扶養親族 (VV) 179.扶養親族 (WW) 180.扶養親族 (XX) 181.扶養親族 (YY) 182.扶養親族 (ZZ) 183.扶養親族 (AA) 184.扶養親族 (BB) 185.扶養親族 (CC) 186.扶養親族 (DD) 187.扶養親族 (EE) 188.扶養親族 (FF) 189.扶養親族 (GG) 190.扶養親族 (HH) 191.扶養親族 (II) 192.扶養親族 (JJ) 193.扶養親族 (KK) 194.扶養親族 (LL) 195.扶養親族 (MM) 196.扶養親族 (NN) 197.扶養親族 (OO) 198.扶養親族 (PP) 199.扶養親族 (QQ) 200.扶養親族 (RR) 201.扶養親族 (SS) 202.扶養親族 (TT) 203.扶養親族 (UU) 204.扶養親族 (VV) 205.扶養親族 (WW) 206.扶養親族 (XX) 207.扶養親族 (YY) 208.扶養親族 (ZZ) 209.扶養親族 (AA) 210.扶養親族 (BB) 211.扶養親族 (CC) 212.扶養親族 (DD) 213.扶養親族 (EE) 214.扶養親族 (FF) 215.扶養親族 (GG) 216.扶養親族 (HH) 217.扶養親族 (II) 218.扶養親族 (JJ) 219.扶養親族 (KK) 220.扶養親族 (LL) 221.扶養親族 (MM) 222.扶養親族 (NN) 223.扶養親族 (OO) 224.扶養親族 (PP) 225.扶養親族 (QQ) 226.扶養親族 (RR) 227.扶養親族 (SS) 228.扶養親族 (TT) 229.扶養親族 (UU) 230.扶養親族 (VV) 231.扶養親族 (WW) 232.扶養親族 (XX) 233.扶養親族 (YY) 234.扶養親族 (ZZ) 235.扶養親族 (AA) 236.扶養親族 (BB) 237.扶養親族 (CC) 238.扶養親族 (DD) 239.扶養親族 (EE) 240.扶養親族 (FF) 241.扶養親族 (GG) 242.扶養親族 (HH) 243.扶養親族 (II) 244.扶養親族 (JJ) 245.扶養親族 (KK) 246.扶養親族 (LL) 247.扶養親族 (MM) 248.扶養親族 (NN) 249.扶養親族 (OO) 250.扶養親族 (PP) 251.扶養親族 (QQ) 252.扶養親族 (RR) 253.扶養親族 (SS) 254.扶養親族 (TT) 255.扶養親族 (UU) 256.扶養親族 (VV) 257.扶養親族 (WW) 258.扶養親族 (XX) 259.扶養親族 (YY) 260.扶養親族 (ZZ) 261.扶養親族 (AA) 262.扶養親族 (BB) 263.扶養親族 (CC) 264.扶養親族 (DD) 265.扶養親族 (EE) 266.扶養親族 (FF) 267.扶養親族 (GG) 268.扶養親族 (HH) 269.扶養親族 (II) 270.扶養親族 (JJ) 271.扶養親族 (KK) 272.扶養親族 (LL) 273.扶養親族 (MM) 274.扶養親族 (NN) 275.扶養親族 (OO) 276.扶養親族 (PP) 277.扶養親族 (QQ) 278.扶養親族 (RR) 279.扶養親族 (SS) 280.扶養親族 (TT) 281.扶養親族 (UU) 282.扶養親族 (VV) 283.扶養親族 (WW) 284.扶養親族 (XX) 285.扶養親族 (YY) 286.扶養親族 (ZZ) 287.扶養親族 (AA) 288.扶養親族 (BB) 289.扶養親族 (CC) 290.扶養親族 (DD) 291.扶養親族 (EE) 292.扶養親族 (FF) 293.扶養親族 (GG) 294.扶養親族 (HH) 295.扶養親族 (II) 296.扶養親族 (JJ) 297.扶養親族 (KK) 298.扶養親族 (LL) 299.扶養親族 (MM) 300.扶養親族 (NN) 301.扶養親族 (OO) 302.扶養親族 (PP) 303.扶養親族 (QQ) 304.扶養親族 (RR) 305.扶養親族 (SS) 306.扶養親族 (TT) 307.扶養親族 (UU) 308.扶養親族 (VV) 309.扶養親族 (WW) 310.扶養親族 (XX) 311.扶養親族 (YY) 312.扶養親族 (ZZ) 313.扶養親族 (AA) 314.扶養親族 (BB) 315.扶養親族 (CC) 316.扶養親族 (DD) 317.扶養親族 (EE) 318.扶養親族 (FF) 319.扶養親族 (GG) 320.扶養親族 (HH) 321.扶養親族 (II) 322.扶養親族 (JJ) 323.扶養親族 (KK) 324.扶養親族 (LL) 325.扶養親族 (MM) 326.扶養親族 (NN) 327.扶養親族 (OO) 328.扶養親族 (PP) 329.扶養親族 (QQ) 330.扶養親族 (RR) 331.扶養親族 (SS) 332.扶養親族 (TT) 333.扶養親族 (UU) 334.扶養親族 (VV) 335.扶養親族 (WW) 336.扶養親族 (XX) 337.扶養親族 (YY) 338.扶養親族 (ZZ) 339.扶養親族 (AA) 340.扶養親族 (BB) 341.扶養親族 (CC) 342.扶養親族 (DD) 343.扶養親族 (EE) 344.扶養親族 (FF) 345.扶養親族 (GG) 346.扶養親族 (HH) 347.扶養親族 (II) 348.扶養親族 (JJ) 349.扶養親族 (KK) 350.扶養親族 (LL) 351.扶養親族 (MM) 352.扶養親族 (NN) 353.扶養親族 (OO) 354.扶養親族 (PP) 355.扶養親族 (QQ) 356.扶養親族 (RR) 357.扶養親族 (SS) 358.扶養親族 (TT) 359.扶養親族 (UU) 360.扶養親族 (VV) 361.扶養親族 (WW) 362.扶養親族 (XX) 363.扶養親族 (YY) 364.扶養親族 (ZZ) 365.扶養親族 (AA) 366.扶養親族 (BB) 367.扶養親族 (CC) 368.扶養親族 (DD) 369.扶養親族 (EE) 370.扶養親族 (FF) 371.扶養親族 (GG) 372.扶養親族 (HH) 373.扶養親族 (II) 374.扶養親族 (JJ) 375.扶養親族 (KK) 376.扶養親族 (LL) 377.扶養親族 (MM) 378.扶養親族 (NN) 379.扶養親族 (OO) 380.扶養親族 (PP) 381.扶養親族 (QQ) 382.扶養親族 (RR) 383.扶養親族 (SS) 384.扶養親族 (TT) 385.扶養親族 (UU) 386.扶養親族 (VV) 387.扶養親族 (WW) 388.扶養親族 (XX) 389.扶養親族 (YY) 390.扶養親族 (ZZ) 391.扶養親族 (AA) 392.扶養親族 (BB) 393.扶養親族 (CC) 394.扶養親族 (DD) 395.扶養親族 (EE) 396.扶養親族 (FF) 397.扶養親族 (GG) 398.扶養親族 (HH) 399.扶養親族 (II) 400.扶養親族 (JJ) 401.扶養親族 (KK) 402.扶養親族 (LL) 403.扶養親族 (MM) 404.扶養親族 (NN) 405.扶養親族 (OO) 406.扶養親族 (PP) 407.扶養親族 (QQ) 408.扶養親族 (RR) 409.扶養親族 (SS) 410.扶養親族 (TT) 411.扶養親族 (UU) 412.扶養親族 (VV) 413.扶養親族 (WW) 414.扶養親族 (XX) 415.扶養親族 (YY) 416.扶養親族 (ZZ) 417.扶養親族 (AA) 418.扶養親族 (BB) 419.扶養親族 (CC) 420.扶養親族 (DD) 421.扶養親族 (EE) 422.扶養親族 (FF) 423.扶養親族 (GG) 424.扶養親族 (HH) 425.扶養親族 (II) 426.扶養親族 (JJ) 427.扶養親族 (KK) 428.扶養親族 (LL) 429.扶養親族 (MM) 430.扶養親族 (NN) 431.扶養親族 (OO) 432.扶養親族 (PP) 433.扶養親族 (QQ) 434.扶養親族 (RR) 435.扶養親族 (SS) 436.扶養親族 (TT) 437.扶養親族 (UU) 438.扶養親族 (VV) 439.扶養親族 (WW) 440.扶養親族 (XX) 441.扶養親族 (YY) 442.扶養親族 (ZZ) 443.扶養親族 (AA) 444.扶養親族 (BB) 445.扶養親族 (CC) 446.扶養親族 (DD) 447.扶養親族 (EE) 448.扶養親族 (FF) 449.扶養親族 (GG) 450.扶養親族 (HH) 451.扶養親族 (II) 452.扶養親族 (JJ) 453.扶養親族 (KK) 454.扶養親族 (LL) 455.扶養親族 (MM) 456.扶養親族 (NN) 457.扶養親族 (OO) 458.扶養親族 (PP) 459.扶養親族 (QQ) 460.扶養親族 (RR) 461.扶養親族 (SS) 462.扶養親族 (TT) 463.扶養親族 (UU) 464.扶養親族 (VV) 465.扶養親族 (WW) 466.扶養親族 (XX) 467.扶養親族 (YY) 468.扶養親族 (ZZ) 469.扶養親族 (AA) 470.扶養親族 (BB) 471.扶養親族 (CC) 472.扶養親族 (DD) 473.扶養親族 (EE) 474.扶養親族 (FF) 475.扶養親族 (GG) 476.扶養親族 (HH) 477.扶養親族 (II) 478.扶養親族 (JJ) 479.扶養親族 (KK) 480.扶養親族 (LL) 481.扶養親族 (MM) 482.扶養親族 (NN) 483.扶養親族 (OO) 484.扶養親族 (PP) 485.扶養親族 (QQ) 486.扶養親族 (RR) 487.扶養親族 (SS) 488.扶養親族 (TT) 489.扶養親族 (UU) 490.扶養親族 (VV) 491.扶養親族 (WW) 492.扶養親族 (XX) 493.扶養親族 (YY) 494.扶養親族 (ZZ) 495.扶養親族 (AA) 496.扶養親族 (BB) 497.扶養親族 (CC) 498.扶養親族 (DD) 499.扶養親族 (EE) 499.扶養親族 (FF) 499.扶養親族 (GG) 499.扶養親族 (HH) 499.扶養親族 (II) 499.扶養親族 (JJ) 499.扶養親族 (KK) 499.扶養親族 (LL) 499.扶養親族 (MM) 499.扶養親族 (NN) 499.扶養親族 (OO) 499.扶養親族 (PP) 499.扶養親族 (QQ) 499.扶養親族 (RR) 499.扶養親族 (SS) 499.扶養親族 (TT) 499.扶養親族 (UU) 499.扶養親族 (VV) 499.扶養親族 (WW) 499.扶養親族 (XX) 499.扶養親族 (YY) 499.扶養親族 (ZZ) 499.扶養親族 (AA) 499.扶養親族 (BB) 499.扶養親族 (CC) 499.扶養親族 (DD) 499.扶養親族 (EE) 499.扶養親族 (FF) 499.扶養親族 (GG) 499.扶養親族 (HH) 499.扶養親族 (II) 499.扶養親族 (JJ) 499.扶養親族 (KK) 499.扶養親族 (LL) 499.扶養親族 (MM) 499.扶養親族 (NN) 499.扶養親族 (OO) 499.扶養親族 (PP) 499.扶養親族 (QQ) 499.扶養親族 (RR) 499.扶養親族 (SS) 499.扶養親族 (TT) 499.扶養親族 (UU) 499.扶養親族 (VV) 499.扶養親族 (WW) 499.扶養親族 (XX) 499.扶養親族 (YY) 499.扶養親族 (ZZ) 499.扶養親族 (AA) 499.扶養親族 (BB) 499.扶養親族 (CC) 499.扶養親族 (DD) 499.扶養親族 (EE) 499.扶養親族 (FF) 499.扶養親族 (GG) 499.扶養親族 (HH) 499.扶養親族 (II) 499.扶養親族 (JJ) 499.扶養親族 (KK) 499.扶養親族 (LL) 499.扶養親族 (MM) 499.扶養親族 (NN) 499.扶養親族 (OO) 499.扶養親族 (PP) 499.扶養親族 (QQ) 499.扶養親族 (RR) 499.扶養親族 (SS) 499.扶養親族 (TT) 499.扶養親族 (UU) 499.扶養親族 (VV) 499.扶養親族 (WW) 499.扶養親族 (XX) 499.扶養親族 (YY) 499.扶養親族 (ZZ) 499.扶養親族 (AA) 499.扶養親族 (BB) 499.扶養親族 (CC) 499.扶養親族 (DD) 499.扶養親族 (EE) 499.扶養親族 (FF) 499.扶養親族 (GG) 499.扶養親族 (HH) 499.扶養親族 (II) 499.扶養親族 (JJ) 499.扶養親族 (KK) 499.扶養親族 (LL) 499.扶養親族 (MM) 499.扶養親族 (NN) 499.扶養親族 (OO) 499.扶養親族 (PP) 499.扶養親族 (QQ) 499.扶養親族 (RR) 499.扶養親族 (SS) 499.扶養親族 (TT) 499.扶養親族 (UU) 499.扶養親族 (VV) 499.扶養親族 (WW) 499.扶養親族 (XX) 499.扶養親族 (YY) 499.扶養親族 (ZZ) 499.扶養親族 (AA) 499.扶養親族 (BB) 499.扶養親族 (CC) 499.扶養親族 (DD) 499.扶養親族 (EE) 499.扶養親族 (FF) 499.扶養親族 (GG) 499.扶養親族 (HH) 499.扶養親族 (II) 499.扶養親族 (JJ) 499.扶養親族 (KK) 499.扶養親族 (LL) 499.扶養親族 (MM) 499.扶養親族 (NN) 499.扶養親族 (OO) 499.扶養親族 (PP) 499.扶養親族 (QQ) 499.扶養親族 (RR) 499.扶養親族 (SS) 499.扶養親族 (TT) 499.扶養親族 (UU) 499.扶養親族 (VV) 499.扶養親族 (WW) 499.扶養親族 (XX) 499.扶養親族 (YY) 499.扶養親族 (ZZ) 499.扶養親族 (AA) 499.扶養親族 (BB) 499.扶養親族 (CC) 499.扶養親族 (DD) 499.扶養親族 (EE) 499.扶養親族 (FF) 499.扶養親族 (GG) 499.扶養親族 (HH) 499.扶養親族 (II) 499.扶養親族 (JJ) 499.扶養親族 (KK) 499.扶養親族 (LL) 499.扶養親族 (MM) 499.扶養親族 (NN) 499.扶養親族 (OO) 499.扶養親族 (PP) 499.扶養親族 (QQ) 499.扶養親族 (RR) 499.扶養親族 (SS) 499.扶養親族 (TT) 499.扶養親族 (UU) 499.扶養親族 (VV) 499.扶養親族 (WW) 499.扶養親族 (XX) 499.扶養親族 (YY) 499.扶養親族 (ZZ) 499.扶養親族 (AA) 499.扶養親族 (BB) 499.扶養親族 (CC) 499.扶養親族 (DD) 499.扶養親族 (EE) 499.扶養親族 (FF) 499.扶養親族 (GG) 499.扶養親族 (HH) 499.扶養親族 (II) 499.扶養親族 (JJ) 499.扶養親族 (KK) 499.扶養親族 (LL) 499.扶養親族 (MM) 499.扶養親族 (NN) 499.扶養親族 (OO) 499.扶養親族 (PP) 499.扶養親族 (QQ) 499.扶養親族 (RR) 499.扶養親族 (SS) 499.扶養親族 (TT) 499.扶養親族 (UU) 499.扶養親族 (VV) 499.扶養親族 (WW) 499.扶養親族 (XX) 499.扶養親族 (YY) 499.扶養親族 (ZZ) 499.扶養親族 (AA) 499.扶養親族 (BB) 499.扶養親族 (CC) 499.扶養親族 (DD) 499.扶養親族 (EE) 499.扶養親族 (FF) 499.扶養親族 (GG) 499.扶養親族 (HH) 499.扶養親族 (II) 499.扶養親族 (JJ) 499.扶養親族 (KK) 499.扶養親族 (LL) 499.扶養親族 (MM) 499.扶養親族 (NN) 499.扶養親族 (OO) 499.扶養親族 (PP) 499.扶養親族 (QQ) 499.扶養親族 (RR) 499.扶養親族 (SS) 499.扶養親族 (TT) 499.扶養親族 (UU) 499.扶養親族 (VV) 499.扶養親族 (WW) 499.扶養親族 (XX) 499.扶養親族 (YY) 499.扶養親族 (ZZ) 499.扶養親族 (AA) 499.扶養親族 (BB) 499.扶養親族 (CC) 499.扶養親族 (DD) 499.扶養親族 (EE) 499.扶養親族 (FF) 499.扶養親族 (GG) 499.扶養親族 (HH) 499.扶養親族 (II) 499.扶養親族 (JJ) 499.扶養親族 (KK) 499.扶養親族 (LL) 499.扶養親族 (MM) 499.扶養親族 (NN) 499.扶養親族 (OO) 499.扶養親族 (PP) 499.扶養親族 (QQ) 499.扶養親族 (RR) 499.扶養親族 (SS) 499.扶養親族 (TT) 499.扶養親族 (UU) 499.扶養親族 (VV) 499.扶養親族 (WW) 499.扶養親族 (XX) 499.扶養親族 (YY) 499.扶養親族 (ZZ) 499.扶養親族 (AA) 499.扶養親族 (BB) 499.扶養親族 (CC) 499.扶養親族 (DD) 499.扶養親族 (EE) 499.扶養親族 (FF) 499.扶養親族 (GG) 499.扶養親族 (HH) 499.扶養親族 (II) 499.扶養親族 (JJ) 499.扶養親族 (KK) 499.扶養親族 (LL) 499.扶養親族 (MM) 499.扶養親族 (NN) 499.扶養親族 (OO) 499.扶養親族 (PP) 499.扶養親族 (QQ) 499.扶養親族 (RR) 499.扶養親族 (SS) 499.扶養親族 (TT) 499.扶養親族 (UU) 499.扶養親族 (VV) 499.扶養親族 (WW) 499.扶養親族 (XX) 499.扶養親族 (YY) 499.扶養親族 (ZZ) 499.扶養親族 (AA) 499.扶養親族 (BB) 499.扶養親族 (CC) 499.扶養親族 (DD) 499.扶養親族 (EE) 499.扶養親族 (FF) 499.扶養親族 (GG) 499.扶養親族 (HH) 499.扶養親族 (II) 499.扶養親族 (JJ) 499.扶養親族 (KK) 499.扶養親族 (LL) 499.扶養親族 (MM) 499.扶養親族 (NN) 499.扶養親族 (OO) 499.扶養親族 (PP) 499.扶養親族 (QQ) 499.扶養親族 (RR) 499.扶養親族 (SS) 499.扶養親族 (TT) 499.扶養親族 (UU) 499.扶養親族 (VV) 499.扶養親族 (WW) 499.扶養親族 (XX) 499.扶養親族 (YY) 499.扶養親族 (ZZ) 499.扶養親族 (AA) 499.扶養親族 (BB) 499.扶養親族 (CC) 499.扶養親族 (DD) 499.扶養親族 (EE) 499.扶養親族 (FF) 499.扶養親族 (GG) 499.扶養親族 (HH) 499.扶養親族 (II) 499.扶養親族 (JJ) 499.扶養親族 (KK) 499.扶養親族 (LL) 499.扶養親族 (MM) 499.扶養親族 (NN) 499.扶養親族 (OO) 499.扶養親族 (PP) 499.扶養親族 (QQ) 499.扶養親族 (RR) 499.扶養親族 (SS) 499.扶養親族 (TT) 499.扶養親族 (UU) 499.扶養親族 (VV) 499.扶養親族 (WW) 499.扶養親族 (XX) 499.扶養親族 (YY) 499.扶養親族 (ZZ) 499.扶養親族 (AA) 499.扶養親族 (BB) 499.扶養親族 (CC) 499.扶養親族 (DD) 499.扶養親族 (EE) 499.扶養親族 (FF) 499.扶養親族 (GG) 499.扶養親族 (HH) 499.扶養親族 (II) 499.扶養親族 (JJ) 499.扶養親族 (KK) 499.扶養親族 (LL) 499.扶養親族 (MM) 499.扶養親族 (NN) 499.扶養親族 (OO) 499.扶養親族 (PP) 499.扶養親族 (QQ) 499.扶養親族 (RR) 499.扶養親族 (SS) 499.扶養親族 (TT) 499.扶養親族 (UU) 499.扶養親族 (VV) 499.扶養親族 (WW) 499.扶養親族 (XX) 499.扶養親族 (YY) 499.扶養親族 (ZZ) 499.扶養親族 (AA) 499.扶養親族 (BB) 499.扶養親族 (CC) 499.扶養親族 (DD) 499.扶養親族 (EE) 499.扶養親族 (FF) 499.扶養親族 (GG) 499.扶養親族 (HH) 499.扶養親族 (II) 499.扶養親族 (JJ) 499.扶養親族 (KK) 499.扶養親族 (LL) 499.扶養親族 (MM) 499.扶養親族 (NN) 499.扶養親族 (OO) 499.扶養親族 (PP) 499.扶養親族 (QQ) 499.扶養親族 (RR) 499.扶養親族 (SS) 499.扶養親族 (TT) 499.扶養親族 (UU) 499.扶養親族 (VV) 499.扶養親族 (WW) 499.扶養親族 (XX)</small>

▶④ 老人扶養親族（昭31.1.1以前生）

控除対象扶養親族が年齢70歳以上（昭和31年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいすれかにチェックを付けます。

- ①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいすれかと同居を常況としている人であるとき ⇒「同居老親等」
- ②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶⑤ 特定扶養親族（平15.1.2生～平19.1.1生）

控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生）の場合に、チェックを付けます。

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は、「38万円以上の支払」のうち該当するいすれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

▶⑦ 生計を一にする事実

「非居住者である親族」欄に記載がある場合、年末調整の際に、送金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出した申告書に送金額等を追記します。この場合、送金関係書類（「非居住者である親族」欄の「38万円以上の支払」にチェックを付けた場合は、「38万円送金書類」）の添付等が必要です。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

	1	2	3	4
障害者 障害者、寡婦、 ひとり親又は 勤労学生	<input checked="" type="checkbox"/> 障害者 区分 一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者	該当者 本人 配偶者(注2) 扶養親族 □寡婦 □ひとり親 (人) □勤労学生 (人)	生計 扶養親族 □寡婦 □ひとり親 (人) □勤労学生 (人)	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください。) □異動月日及び事由 山川隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成28年4月11日交付

上の該当する項目及び欄にチェックを付ける。()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和7年中の合計所得金額の見積額が**58万円以下**の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満（平成22年1月2日以後生）の扶養親族も対象となります。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)							
1	2	3	4	5	6	7	8
16歳未満の扶養親族(平22.1.2以後生)	個人番号 ヤマカワサブロウ 山川 三郎	出生年月日 ○○年○月○日 24.7.5	住所又は居所 ○○市××町23-7	控除対象国外扶養親族 □令和7年中の所得の見積額(※) 2	令和7年中の所得の見積額(※) 0円	異動月日及び事由 ※「令和7年中の所得の見積額(※)」欄には、退職所得を除いた合計所得金額の見積額を記載します。	
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	個人番号 氏名 明大昭 平介	出生年月日 ○○年○月○日 00.1.1	住所又は居所 高松市 明大昭 平介	高松市 ある障害者である 令和7年中の所得の見積額(※) 4	令和7年中の所得の見積額(※) 0円	異動月日及び事由 ※「令和7年中の所得の見積額(※)」欄には、退職所得を除いた合計所得金額の見積額を記載します。	

※ 1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。

3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

▶① 16歳未満の扶養親族（平22.1.2以後生）

年齢16歳未満（平成22年1月2日以後生）の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象国外扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金書類を令和8年3月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶③ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族

退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下同じです。）の支払を受ける配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和7年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限ります。）又は扶養親族について記載します。

▶④ 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。

また、退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には、「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」（留学により国内に住所及び居所を有しなくなつた人）、「障害者」又は「38万円以上の支払」（あなたから令和7年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人）のう

▶⑧ 異動月日及び事由

記載事項に異動があった場合にその月日と事由を記載します。

- (例) 1 年の中途中で結婚したことにより、源泉控除対象配偶者を有することとなった場合
⇒「令和7年○月○日 結婚」
- 2 扶養親族等の所得要件の引上げにより、新たに扶養親族等を有することとなった場合
⇒「令和7年12月1日 改正」

● (参考)

①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入額と所得額の関係は、次の表のとおりです（特別支出控除の適用がある場合を除きます。）。

給与の収入額	所得額
所得額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円
所得額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円
	9,000,000円
1,600,000円	950,000円
1,230,000円	580,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入額と所得額の関係は、次の表のとおりです。

公的年金等の収入額	所得額
65歳未満	1,633,334円
65歳以上	2,050,000円
1,180,000円	580,000円
950,000円	950,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

▶③ 寡婦など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

- (例) 障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）などの障害者に該当する事実を記載します。

ち該当するいすれかの項目にチェックを付けます。

この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金書類を令和8年3月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶⑤ 令和7年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和7年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶⑥ 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和7年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が**58万円以下**である人をいいます。）又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶⑦ 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和7年中の合計所得金額の見積額が**58万円以下**となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

- 令和7年分 紹介所得者の基礎控除申告書 兼 紹介所得者の配偶者控除等申告書 兼 紹介所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

※ 本年の年末調整においては、基礎控除が改正されていますので、控除額の計算にご注意ください。また、特定親族特別控除が創設されていますので、適用を受ける場合には申告漏れがないようご注意ください。

1 氏名、住所などの記入

① 所轄税務署長	給与の支払者の 名稱(氏名) □□□② 給与の支払者の 人番 法 規 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	○○○○株式会社 <small>※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人と企業名)が記載してください。</small>	(フリガナ) あなたの氏名 山川 太郎	ヤマカワ タロウ
税務署長 在地(住所)	□□市△△町3-3	あなたの住所 又は居所	○○市××町23-7	

2 繸与所得者の基礎控除申告書の記入

◆ 納入所得者の基礎控除由告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算		所 得 金 額
所 得 の 種 類	取 入 金 額	所 得 金 額
(1) 紙 与 所 得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 紙 与 所 得 以 外 の 所 得 の 合 计 額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)(2)の合計額)		6,973,000 円
○ 指除額の計算		3
判 定	132万円以下 132万円超 336万円以下 336万円超 489万円以下 489万円超 655万円以下 655万円超 900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下 1,000万円超 2,350万円以下 2,350万円超 2,400万円以下 2,400万円超 2,450万円以下 2,450万円超	95万円 88万円 (A) 68万円 63万円 58万円 (B) 48万円 (C) 32万円 16万円
区分 I A (左のA～Cを記載)		基礎控除額の額 580,000 円

※ この記載例は、所得金額調整控除がある場合の記載例です。

▶① あなたの本年中の会計所得金額の累積額の計算

▶ **あなたの本年中の合計引当金額の収損額の計算**
給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和7年中の給与の収入金額（給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額）を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に次のページの「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。

申します。また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないを選択した一定の所得は

合算しません。
詳しく述べは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」(<https://www.nta.go.jp/user/gensen/nencho/index.htm>)に掲載している「合計所得金額の計算について」をご確認ください。



左記のページは
こちらから

●給与所得の計算欄

給与の収入金額	円 A	
1 円以上 650,999 円以下	0 円	
651,000 円以上 1,899,999 円以下	A - 650,000 円	
1,900,000 円以上 3,599,999 円以下	A ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) .000 円	B × 2.8 - 80,000 円 円
3,600,000 円以上 6,599,999 円以下	A ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) .000 円	B × 3.2 - 440,000 円 円
6,600,000 円以上 8,499,999 円以下	A × 0.9 - 1,100,000 円 円	
8,500,000 円以上 (所得金額調整控除の適用がない場合)	A - 1,950,000 円 円	
8,500,000 円以上 (所得金額調整控除の適用がある場合)	A - 1,950,000 円 - 所得金額調整控除 円	

(注)1 所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです (①、②の両方がある場合はそれらの合計額)。

①(給与の収入金額 (※1) - 850万円) × 10%

* 1 1,000万円を超える場合は、1,000万円

② 給与所得控除後の給与等の金額 (※2) + 公的年金等に係る離所得の金額 (※2) - 10万円

* 2 10万円を超える場合は、10万円

2 特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からその控除額を控除してください。

►② 控除額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

►③ 区分 I

「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号 (A～C) を記載します。

(注)この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

3 給与所得者の配偶者控除等申告書の記入

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算		
所得の種類	取入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)(2)の合計額		6,973,000 円

○ 控除額の計算		
判 定	区分 I	基礎控除の額
■ 132万円超 336万円以下	A (左のA～Cを記載)	580,000 円
■ 336万円超 489万円以下 (A)		
■ 489万円超 655万円以下		
■ 655万円超 900万円以下 (B)		
■ 900万円超 950万円以下 (C)		
■ 950万円超 1,000万円以下		
■ 1,000万円超 2,350万円以下		
■ 2,350万円超 2,400万円以下		
■ 2,400万円超 2,450万円以下		
■ 2,450万円超 2,500万円以下		

* 「区分 I」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

○ 配偶者の氏名等		
1 (フリガナ) 配偶者の氏名 ヤマカワ アキコ	配偶者の個人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	配偶者の生年月日 57年10月5日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者	生計を一にする事実
山川 明子		

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算		
2 所得の種類	取入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,050,000 円	400,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)(2)の合計額		400,000 円

○ 控除額の計算		
3 判定	区 分 II	5
■ 58万円以下かつ年齢70歳以上 (P33L11以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》	(1) 配偶者控除	
■ 58万円以下かつ年齢70歳未満	(2) 配偶者特別控除	
■ 58万円超95万円以下	(3) 配偶者特別控除	
■ 95万円超133万円以下	(4) 配偶者特別控除	

○ 配偶者控除の額		
4 配偶者控除の額 380,000 円	配偶者特別控除の額 410,000 円	5
摘要 配偶者控除	配偶者特別控除	

* 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

- ※ 1 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用を受けられません。
- 2 所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者が他の所得者の特定親族にも該当する場合には、その配偶者は、これらの所得者のうちいずれか1人の配偶者特別控除の対象となる配偶者又は特定親族にのみ該当するものとみなされます。

►① 配偶者の氏名、個人番号など

一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等(異動)申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

►② 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

[2 給与所得者の基礎控除申告書の記入]の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

►③ 判定及び区分 II

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計

額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する記号 (①～④) を「区分 II」欄に記載します。

►④ 控除額の計算

「控除額の計算」の表に基づき控除申告書の区分 I の判定結果 (A～C) とこの申告書の区分 II の判定結果 (①～④) を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

►⑤ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

「区分 II」欄が①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、「区分 II」欄が③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

4 給与所得者の特定親族特別控除申告書の記入

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の(1)をご確認ください。		
1 (フリガナ) 特定親族の氏名 ヤマカワ ハルコ	特定親族の個人番号 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0 1 1 子	特定親族の生年月日 平成 17年 3月 3日
2 山川 春子		あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所
		非居住者である特定親族の本年中の合計所得金額の見積額
		2 1,000,000 円
		3 410,000 円

* 「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

※ 次のように、特定親族特別控除の適用を受けられないことがあります。

- 2人以上の所得者の特定親族に該当する親族がいる場合、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。
- 所得者の特定親族に該当する親族が他の所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。
- 親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

►① 特定親族の氏名、個人番号など

「特定親族」とは、あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日生)の親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます)で、合計所得金額が58万円超123万円以下である人をいいます。一定の要件の下、個人番号の記載を要しないありますので、給与の支払者に確認してください。また、特定親族が非居住者である場合には、「非居住者である特定親族」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等(異動)

申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

►② 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額の計算

[2 給与所得者の基礎控除申告書の記入]の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

►③ 特定親族特別控除の額

「控除額の計算」の表に特定親族の本年中の合計所得金額の見積額を当てはめ、対応する控除額を「特定親族特別控除の額」欄に記載します。

(記載例2)

この欄は、『控除申告書』の提出を受けた給与の支払者が記載します。

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
筆(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

卷之三

○○	株式会社 の名称(氏名) の略号	○○株式会社	あなたのお名前 (アリガタ)	あなたの生所 又は居所	○○△△町×－×－×	○○△△町×－×－×
○○	新規又は購入に係る入金等特別控除を受けないので、申告します。					
四	日 ④ 住 宅 の み ⑤ 土 地 等 の み ⑥ 住 宅 及び 土 地 等	円	39,500,000 (35,500,000) ()	円	39,500,000 (35,500,000) ()	円
新規、購入及び増改築等に係る 住宅、年金等による借入金の額 (①)(P)、通常預貯金による借入金の額 (②)	（%）	（%）	（%）	（%）	（%）	（%）
生 宅 買 入 金 等 の 年 末 残 高 (①)のうち、支 払 金 額 の 領 域 ×「定期預貯金額」)						
②と正味現額の取扱料額の額又は ③と④の少ない方						
③と正味現額の取扱料額の額又は いずれか少ない方の金額						
④ × 「 固 定 使 用 額 合 」 (④)の額	(100.0 %)	(100.0 %)	(100.0 %)	(100.0 %)	(100.0 %)	(100.0 %)
生 宅 買 入 金 等 の 年 末 残 高 等 ⑤ (④ の 計 額)	19,750,000	円	19,750,000	円	19,750,000	円
特 定 増 改 築 等 の 費 用 の 額 ⑥						
特 定 増 改 築 等 の 費 用 の 額 ⑦						
生 宅 買 入 金 等 の 年 末 残 高 等 ⑧ (⑤ ⑥ ⑦ の 少ない方) (⑨)	400,000	円	400,000	円	400,000	円
(特 定 使 用 額 等) ⑩ × 1 %						
生 宅 買 入 金 等 特 别 控 除 ⑪ (⑨ ⑩)	197,500	円	197,500	円	197,500	円
年未課税の際に次のどより(特定増改築等)生宅賃入金等特別控除を受けないので、申告します。						
重複適用(の特例)を二の説明を参考に譲り受けける場合の申告欄						
重複適用(の特例)を二の説明を参考に譲り受けける場合の申告欄						

令和7年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

	○○市△△町××××-	-----	國税 太郎
---	-------------	-------	--------------

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

卷之三

住戸取扱資金の借入 され等をしている者		住 所	所	○○市△△町×-××
住 戸 借 入 金 等 の 内 訳	氏 名	国税六部		
住 戸 借 入 金 等 の 金 額	1 住戸のみ 2 土地等のみ (3) 住宅及び土地等			円
住 戸 借 入 金 等 の 年 末 残 高		予 定 額	39,500,000	円
当 初 金 額		令和3年 7月 17日		
償 還 期 間 又 は 賦 払 期 間	令和3年 7月から 令和28年 6月まで	の	25年	月間
居用家屋の取得の対価等の額 又は増改築等に要した費用の額 (摘要)			40,500,000	円
		連 帶 債 務 者	国 稅 春 子	

①欄には、2か所以上の金融機関等から「残高等証明書」の交付を受けている方は、その区分に応じて記入します。(②)の区分に該当する住戸借入金等の年末残高と(③)、(④)又は(⑤)の区分に該当する住戸借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください。

②欄には、「残高等証明書」に記載されている住戸借入金等の年末残高をその証明書の区分に応じて記入します。(③)の区分に該当する住戸借入金等の年末残高と(④)、(⑤)又は(⑥)の区分に応じて記入します。運営債務による住戸借入金等の年末残高がある場合は、運営債務による住戸借入金等の年末残高を記入します。

③欄には、(②)の当初金額が償換えた以前の当初住戸借入金等残高を上回っている場合には限りません。)の当初金額が償換えた以前の当初住戸借入金等残高を記入します。

④欄には、(②)の当初金額が償換えた場合における新たな住戸借入金等残高を記入します。

⑤欄には、(②)の当初金額が償換えた場合における新たな住戸借入金等残高を記入します。

⑥欄には、(②)の当初金額が償換えた場合における新たな住戸借入金等残高を記入します。

本年の住戸借入金等の年末残高 × $\frac{\text{償換までの期間}}{\text{償換までの期間} + \text{償換による新たな住戸借入金等残高}}$ = 本財産の当初住戸借入金等残高

i $\frac{(\text{Ⓐの金額又はⒷの金額})}{(\text{Ⓐの金額又はⒷの金額} + \text{Ⓒの金額})} \times (\text{Ⓓ} \text{又はⒺの割合}) = \underline{\hspace{2cm}}$

ii $\frac{(\text{Ⓐの金額})}{(\text{Ⓐの金額} + \text{Ⓑの金額})} \times (\text{Ⓓの割合}) = \underline{\hspace{2cm}}$

ハ ⑥欄及び⑦欄は、特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けた方の記入欄です。

二 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の重複適用 (特例)

1枚目及び重複適用2枚目の⑧欄の(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の金額を合計して、その合計額を重複適用1枚目の重複適用(特例)を受ける場合の(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額に記入します。

水 「備考」欄の記入に当たっては次によります。

1 災害によりその住居を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日 令和〇〇年〇〇月〇〇日」と記載します。

2 (1)欄の①のほか、(2)欄の記入に書ききれない場合は、適宜別紙欄に記載して添付してください。
(2)欄に書ききります。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、算式に当てはめた計算

○ 令和8年分 給与所得者の扶養控除等申告書

※ 令和8年分の扶養控除等申告書においては、記載事項が「控除対象扶養親族」から「源泉控除対象親族」に改正されていますので、記載漏れがないようご注意ください。また、令和7年分の所得税から、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げなどの改正も行われていますので、併せて記載漏れがないようご注意ください。

令和8年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書											
1 主たる給与から扶養控除を受ける	所轄税務署長等	給与の支払者の の名称(氏名)	○○○○○ 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日 明・大 ○ 57年 1月 1日	非居住者である親族(注1) 生前を一にする実直 (該当する場合は○を付けてください。)	住所又は居所	○○市××町 23-7	異動月日及び事由 (合計所得金額が変動した 場合は、提出する場合は (以降同様)。	
	□ 税務署長	給与の支払者の の法人(個人)番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	あなたとの続柄	本人	扶養の氏名	山川 太郎	扶養の氏名	山川 太郎
	○○ 市区町村長	給与の支払者の の所在地(住所)	□□市△△町 3-3	あなたの住居番号 (郵便番号 000-0000)		あなたの住居番号 (郵便番号 000-0000)		配偶者の有無	○○	配偶者の有無	○○
	以下の各欄に記載する親族がなくかつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。										
2 主たる給与から扶養控除を受ける	区分等	(フリガナ)名	個人番号	老扶養親族 区分(平成23年1月1日以後生)	令和8年中の 所得の見積額		非居住者である親族(注1) 生前を一にする実直 (該当する場合は○を付けてください。)	住所又は居所	○○市××町 23-7	異動月日及び事由 (合計所得金額が変動した 場合は、提出する場合は (以降同様)。	
	源泉控除 対象配偶者	ヤマカワ アキコ	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	あなたの続柄 母 夫 平 57・10・5	500,000円		<input checked="" type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支給	1234 Kokuzi Street, USA			
		山川 明子	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	あなたの続柄 母 夫 平 57・10・5	0円		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支給	○○市××町 23-7			
		山川 一郎	子 明・大 16・2・4	同居親族等 その他	1,000,000円		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支給	○○市××町 23-7			
		山川 春子	6 6 7 7 8 8 9 9 0 0 1 1	同居親族等 その他	0円		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支給	ク			
		山川 春子	子 明・大 17・3・3	同居親族等 その他	300,000円		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支給	ク			
		山川 ヨウ	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	同居親族等 その他	0円		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支給	ク			
		山川 二郎	子 明・大 21・5・17	同居親族等 その他	0円		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支給	ク			
		山川 隆雄	父 明・大 22・5・8	同居親族等 その他	0円		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支給	ク			
		山川 隆雄	父 明・大 22・5・8	同居親族等 その他	0円		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支給	ク			
障害者 该当者 本人 同一生活扶養親族の人数 寡婦 ひとり親 一般の支払者 1人 () 特別扶養者 () 同居特別扶養者 () 勤労学生 ()											
障害者 该当者 本人 同一生活扶養親族の人数 寡婦 ひとり親 一般の支払者 1人 () 特別扶養者 () 同居特別扶養者 () 勤労学生 ()											
上の該当する項目及び該当する人()内には該当する扶養親族の人数を記載してください。											
③ 住民権に関する事項(この期は、地方税法第45条の3の2及び第31条の3の2に基づき、給与の支払者を各自由て市区町村に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を記入してください。)											
④ 住民権に関する事項(この期は、地方税法第45条の3の2及び第31条の3の2に基づき、給与の支払者を各自由て市区町村に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を記入してください。)											
⑤ 住民権に関する事項(この期は、地方税法第45条の3の2及び第31条の3の2に基づき、給与の支払者を各自由て市区町村に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を記入してください。)											
⑥ 住民権に関する事項(この期は、地方税法第45条の3の2及び第31条の3の2に基づき、給与の支払者を各自由て市区町村に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を記入してください。)											

1 氏名、住所などの記入

1 主たる給与から扶養控除を受ける	所轄税務署長等	給与の支払者の の名称(氏名)	○○○○○ 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日 明・大 ○ 57年 1月 1日	扶養の氏名	山川 太郎	扶養の氏名	山川 太郎	異動月日及び事由 (合計所得金額が変動した 場合は、提出する場合は (以降同様)。
2 主たる給与から扶養控除を受ける	税務署長	給与の支払者の の法人(個人)番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	あなたとの続柄	本人	扶養の氏名	山川 太郎	扶養の氏名	山川 太郎
3 主たる給与から扶養控除を受ける	市区町村長	給与の支払者の の所在地(住所)	□□市△△町 3-3	あなたの住所 又は居所	□□市△△町 3-3	あなたの住所 又は居所	配偶者の有無	○○	配偶者の有無	○○	記載ししかねござら QRコード

▶① 所轄税務署長等

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人(個人)番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

▶③ あなたの個人番号

あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族の記入

1 主たる給与から扶養控除を受ける	区分等	(フリガナ)名	3 個人番号	4 令和8年中の 所得の見積額	6 非居住者である親族(注1) 生前を一にする実直 (該当する場合は○を付けてください。)	7 住所又は居所	8 異動月日及び事由 (合計所得金額が変動した 場合は、提出する場合は (以降同様)。			
2 主たる給与から扶養控除を受ける	源泉控除 対象配偶者	ヤマカワ アキコ	あなたの続柄 母 夫 平 57・10・5	500,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支給	○○市××町 23-7				
3 主たる給与から扶養控除を受ける	源泉控除 対象配偶者	山川 明子	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	あなたの続柄 母 夫 平 57・10・5	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支給	1234 Kokuzi Street, USA				
4 主たる給与から扶養控除を受ける	源泉控除 対象配偶者	山川 一郎	子 明・大 16・2・4	0円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支給	○○市××町 23-7				
5 主たる給与から扶養控除を受ける	源泉控除 対象配偶者	山川 春子	6 6 7 7 8 8 9 9 0 0 1 1	0円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支給	○○市××町 23-7				
6 主たる給与から扶養控除を受ける	源泉控除 対象配偶者	山川 ヨウ	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	0円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支給	ク				
7 主たる給与から扶養控除を受ける	源泉控除 対象配偶者	山川 二郎	子 明・大 21・5・17	0円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支給	ク				
8 主たる給与から扶養控除を受ける	源泉控除 対象配偶者	山川 隆雄	父 明・大 22・5・8	0円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支給	ク				
③ 源泉控除対象配偶者										
④ 源泉控除対象親族										
⑤ 源泉控除対象配偶者										
⑥ 源泉控除対象親族										

▶① A 源泉控除対象配偶者

あなた(令和8年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人々に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和8年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。

なお、年末調整において、配偶者(特別)控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に問わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

▶② B 源泉控除対象親族

次の①又は②のいずれかに該当する人について記載します。

①扶養親族のうち、次のイ又はロのいずれかに該当する人(控除対象扶養親族)

- イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人(平成23年1月1日以前に生まれた人)
- ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人

- (イ) 年齢16歳以上30歳未満の人(平成9年1月2日から平成23年1月1日までの間に生まれた人)

(ロ) 年齢70歳以上の人(昭和32年1月1日以前に生まれた人)
(ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和32年1月2日から平成9年1月1日までの間に生まれた人)のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和8年中ににおいて生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人をいいます。

②あなたと生計を一にする親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)のうち年齢19歳以上23歳未満(平成16年1月2日~平成20年1月1日生)

で令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円超100万円以下の人

▶③ 個人番号

源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の個人番号を記載する必要が

ありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 老人扶養親族（昭 32.1.1 以前生）

源泉控除対象親族が年齢70歳以上（昭和32年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」
②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶⑤ 特定扶養親族・特定親族（平 16.1.2 生～平 20.1.1 生）

源泉控除対象親族が年齢19歳以上23歳未満（平成16年1月2日～平成20年1月1日生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ①その人の令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円以下であるとき ⇒「特定扶養親族」
②その人の令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円超100万円以下であるとき ⇒「特定親族」

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

源泉控除対象親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者	1	2	3	4	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください。) 異動月日及び事由	
		該当者区分	本人	同一生活計画者(注2)	扶養親族(注2)		□ 寡婦
		一般の障害者			✓ (1人)		□ ひとり親
		特別障害者			(人)		□ 勤労学生
上記該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記載してください。							

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般的な障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人のことをいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般的な障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満（平成23年1月2日以後生）の扶養親族も対象となります。

源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

● (参考)

①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。（特定支出控除の適用がある場合を除きます。）

給与の収入金額		所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円	
	1,650,000円	1,000,000円
	1,600,000円	950,000円
	1,230,000円	580,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

公的年金等の収入金額		所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,180,000円	580,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,680,000円	580,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

※特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象となりません。

▶③ 寡婦など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

（例）障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）などの障害者に該当する事実を記載します。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。）

1	16歳未満の扶養親族（平23.1.2以後生）	氏名（フリガナ）	個人番号	の配偶者の配偶者	出生年月日	住所又は居所	控除対象国外扶養親族	令和8年中の所得の見積額（※）	異動月日及び事由
		ヤマカワ サブロウ	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子	24.7.5	○○市××町 23-7	2	0 円	※「令和8年中の所得の見積額」欄には、退職所得の場合は、退職所得の見積額（※）を記載します。
3	退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族	氏名（フリガナ）	個人番号	の配偶者の配偶者	出生年月日	住所又は居所	非居住者である親族	令和8年中の所得者区分	異動月日及び事由
		明夫	平成	明夫	平成	7	一般	寡婦又はひとり親	

※ 1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。

3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

▶① 16歳未満の扶養親族（平 23.1.2 以後生）

年齢16歳未満（平成23年1月2日以後生）の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象国外扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和9年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶③ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。

また、退職手当等の支払を受ける扶養親族又は特定親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には、「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」（留学により国内に住所及び居所を有しなく

なった人）、「障害者」又は「38万円以上の支払」（あなたから令和8年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人）のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金書類を令和9年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶④ 令和8年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和8年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶⑥ 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和8年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が58万円以下である人をいいます。）又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶⑦ 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

この申告書に記載すべき事項が、前年に勤務先へ提出した「令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した事項から異動がない場合は、その記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます。

勤務先の指示に基づき、簡易な申告書を提出することができる場合は、「令和8年分 給与所得者の扶養控除等申告書（簡易な申告書）」記載例をご確認ください。

○ 令和8年分 紙と所得者の扶養控除等申告書(簡易な申告書)

勤務先へ提出する「令和8年分紙と所得者の扶養控除等申告書」に記載すべき事項が、前年にその勤務先へ提出した「令和7年分紙と所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した事項から異動がない場合は、その記載すべき事項の記載に代えて、勤務先の指示の下、異動がない旨を記載した申告書を提出することができます。この異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます。

1

令和8年分 紙と所得者の扶養控除等(異動)申告書													
所轄税務署長等 税務署長 市区町村長	給与の支払者 の名称(氏名) ※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。			(フリガナ) あなたの氏名 山川 太郎			ヤマカワ タロウ あなたの生年月日 平成23年1月1日			年 月 日 年 月 日			
	給与の支払者 の法人(個人)番号			あなたの個人番号 11122233445566			世帯主の氏名 あなたの統柄 ○○市××町 23-7			扶養を受ける他の所得者 の有無 有・無			
	給与の支払者の 所在地(住所)			(郵便番号 000-0000)									
以下の欄に記載する親族がなくかつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。													
主たる給与 から扶養 を受ける 源泉控除 対象親族 B(対象族 (16歳以上) (平23.1.12現在))	区分等 (フリガナ) 氏名 明・大 昭・平	個人番号 (平成23.1.12以前) あなたの統柄 生年月日 (平成23.1.12現在)			令和8年中の 所得見込額 (扶養控除を一切受け取らない場合)			非居住者である親族(注1) 生徒を一にする事実 (該当する場合は□印を付けてください)			異動月日及び事由 (令和8年中に変更があった場合は、毎月に記載してください) (該当する場合は□印を付けてください)		
障害者 区分 該当者 本 人 同一 生 活 保 険 記 旗 一般の障害者 □ ひとり親 特別障害者 □ 勤労学生 (A) 同居特別障害者 (A)													
障害者は勤労学生の内容(この欄の記述に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください)異動月日及び事由													
障害者又は勤労学生の内容(この欄の記述に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください)異動月日及び事由													
他の所得者 扶養を受ける 扶養親族等 D													
氏名 あなたの統柄 生年月日 住所又は居所 扶養を受ける他の所得者 氏名 あなたの統柄 住所又は居所 異動月日及び事由													
○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第17条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)													
16歳未満の 扶養親族 (平23.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名 1 2	個人番号 あなたの統柄 生年月日 平成23年1月1日			住所又は居所 平成23年1月1日			扶養を受ける他の所得者 の統柄 平成23年1月1日			異動月日及び事由 平成23年1月1日		
退職手当等を有する 扶養親族 ・扶養親族 ・特定親族													
扶養を受ける他の所得者 の統柄 平成23年1月1日													

扶
前年から
異動なし

異動事項の有無の確認

勤務先の指示に基づき、簡易な申告書を提出しようとする場合は、前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がないか必ず確認してください。

国税庁ホームページに掲載している「扶養控除等申告書の提出について」に異動事項の有無を確認することができるチェックリストを記載していますので、異動事項の確認にご利用ください。



【扶養控除等申告書の提出について】

1 簡易な申告書の記載

所轄税務署長等 税務署長 市区町村長	給与の支払者 の名称(氏名)			① (フリガナ) あなたの氏名 山川 太郎	ヤマカワ タロウ あなたの生年月日 平成23年1月1日			年 月 日 年 月 日		
	給与の支払者 の法人(個人)番号				あなたの個人番号 11122233445566			世帯主の氏名 あなたの統柄 ○○市××町 23-7		
	給与の支払者の 所在地(住所)				(郵便番号 000-0000)			扶養を受ける他の所得者 の有無 有・無		

2
前年から
異動なし

▶① あなたの氏名、個人番号及び住所又は居所

あなたの氏名、個人番号及び住所又は居所を記載します。
なお、個人番号については、一定の要件の下、記載を要しない場合がありますので、勤務先に確認してください。

▶② 異動がない旨の記載

上記のとおり異動事項の有無を確認していただき、異動がない場合には、余白等に前年から異動がない旨を記載します。

○還付申告に当たっての注意事項～給与所得者用～

◎還付のための申告は、ご自分で作成して、早めに提出しましょう！

※ 多額の医療費を支払ったり、令和7年中に住宅をローンで購入された場合などで、源泉※
 徴収された所得税及び復興特別所得税の還付を受ける方は、確定申告が必要です。
 確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入漏れのないようご注意ください。※

- 令和7年分の確定申告の相談及び申告書の受付期間（確定申告期間）は、令和8年2月16日（月）から同年3月16日（月）までです。

なお、還付申告は、令和8年2月13日（金）以前でも行うことができます。

- 税務署の閉庁日（土・日曜・祝日などの休日）は、通常、相談及び受付は行っておりませんが、申告書は、e-Taxによる送信又は郵便若しくは信書便による送付又は税務署の時間外受取箱への投函により、提出することができます。

医療費控除を受ける方へ

申告する方やその方と生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和7年中に支払った医療費がある場合は、次のとおり計算した金額を医療費控除として、所得金額から差し引くことができます。

$$\left(\text{令和7年中に支払った医療費の総額} - \text{保険金などで補てんされる金額} \right) - \left\{ 10 \text{万円} \left(\begin{array}{l} \text{所得の合計額が200万円} \\ \text{までの方は所得の合計額} \\ \text{の5\%} \end{array} \right) \right\} = \text{医療費控除額} \quad (\text{最高200万円})$$

ふるさと納税をされた方へ

ふるさと納税は、地方公共団体への寄附金として、確定申告における寄附金控除の対象となり、ふるさと納税の金額について一定の限度額までは、その金額から2千円を差し引いた金額が所得税と翌年度の個人住民税から控除されます。

なお、確定申告を行う方は、ふるさと納税ワンストップ特例の申請が無効となるため、ワンストップ特例の申請をした分も含めて寄附金控除額を計算する必要があります。

○申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」から！

「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書等の作成・e-Taxによる送信（提出）ができます。自動計算されるので計算誤りがありません。

作成コーナー



○確定申告書作成時に給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力できます！

令和6年2月（令和5年分の所得税の確定申告）から、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、お勤め先（給与等の支払者）から税務署に提出された「給与所得の源泉徴収票」の情報を、マイナポータル経由で取得し、確定申告書の該当項目に自動で入力することができるようになりました（マイナポータル連携）。

※ マイナポータル連携により自動入力された内容については、お勤め先から交付された源泉徴収票の内容と一致していることを必ずご確認の上、ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ
 「給与情報のマイナポータル連携」
 特設ページをご確認ください。
 ※ マイナンバーカード及び電子
 証明書の有効期限にご注意ください。
 有効期限や更新手続等の詳細
 は、こちらをご確認ください。



デジタル庁
公式note